

# 山梨県公報

号外第四十一号

一八四、三六五

委員長 石澤道夫

平成十六年  
九月十七日

金曜日

選挙管理委員会  
目 次

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 ..... 一  
を有する者の一定数

職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の解散の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一

職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の議員の解職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 ..... 一

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項  
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり  
である。

平成十六年九月十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石澤道夫

一四、一一四

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び  
第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律  
第百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の  
三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を  
乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり  
である。

平成十六年九月十七日

山梨県選挙管理委員会

選挙区名	東山梨郡	東八代郡	西八代郡	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡	南都留郡	北都留郡	甲府市	富士吉田市	塩山市	都留市・西桂町	山梨市	大月市	韮崎市
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	-------	-----	---------	-----	-----	-----

三分の一の数	六、九四九	一九、六一四	七、一六四	一、五一七	四五、〇八七	一七、一四七	一、九四五	七、六七三	五、三一〇	一四、一九五	一七、一一二	一〇、〇四四	八、八五三〇	八、八六二二	四九二
--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会  
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を  
超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を  
乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成十六年九月十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石澤道夫

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番